

区分	お支払い要件	お見舞金		お見舞金請求に必要なもの	利用回数制限
①「一部損」・「全損」	利用者がサービス申し込み時に当社に登録した機器が故障した場合	モバイルデータ通信 端末機器	一部損（修理可能） 最大 10,000 円 全損（修理不能） 最大 5,000 円	【一部損（修理可能）】 ・当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・メーカー保証書や携帯契約書面など、事故端末の購入日を証明できる書面 ・修理に際してメーカー・店舗等が発行したリペアレポートなど、一部故障を証明できる書面 ・修理費用の領収書 ・損害状況・損害品の写真	1台あたり 年2回まで
		・スマートフォン ・タブレット端末 ・スマートウォッチ ・ノートパソコン ・携帯電話端末	一部損（修理可能） 最大 50,000 円 全損（修理不能） 最大 25,000 円		
②「水濡れ」・「水没」	利用者がサービス申し込み時に当社に登録した機器が水濡れ・水没に起因して修理・新規購入が発生した場合	モバイルデータ通信 端末機器	一部損・全損 最大 3,000 円	【全損（修理不能）】 ・当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・メーカー保証書や携帯契約書面など、事故端末の購入日を証明できる書面 ・修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー・店舗等のリペアレポートなど、修理不能を証明できる書面 ・再購入した際の領収書 ・対象端末に代わる端末（対象端末と同種の機器）を新規購入をしたことが証明できる書面（メーカー保証書・携帯契約書など） ・損害状況・損害品の写真	
		・スマートフォン ・タブレット端末 ・スマートウォッチ ・ノートパソコン ・携帯電話端末	一部損・全損 最大 10,000 円		
③「盗難」・「紛失」	利用者がサービス申し込み時に当社に登録した機器が盗難・紛失した場合	-	最大 5,000 円	・当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・警察署（公的機関）で受理された 盗難届、または 紛失届 ・再購入した際の領収書 ・下記いずれかの証明書類 《新規購入の場合》盗難・紛失端末の回線契約解約証明書面と、代替機として新規購入した端末の購入証明書面 《機種変更の場合》新規購入端末への機種変更証明書面	
④「不正利用」	利用者がサービス申し込み時に当社に登録した機器が盗難・紛失したことに起因して不正利用された通話料・通信料および電子マネーの支払いが発生したこと	-	最大 5,000 円	・当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ・警察署（公的機関）で受理された盗難届、または紛失届 ・不正使用であることの証明（カード運営会社・銀行からの証明等） ・盗難届もしくは紛失届の届出日から当該提出必要書類の提出日までに発生した通話料・通信料および電子マネーの利用明細	

〈支払制限〉

- ・1年間（起算日は利用開始日）で利用できる範囲は、1つの機器あたり2回限りとします。ただし、上記お支払要件③④を同時に満たす場合は、ご利用回数は1回とみなすものとします。
- ・直近で支払いを受けた日から6ヶ月を経過するまでに発生した被害（事故）については、お見舞金は支払われません。

〈対象期間〉

- ・端末購入日から起算した3年間（ノートパソコンは5年間）をお見舞金のお支払い対象期間とします。ただしサービス申込日より1年（起算日は利用開始日）以前に購入した端末は対象外とします。

〈お見舞金額〉

- ・修理可能とは、メーカー等での修理・本体交換対応が可能な場合です。この場合、修理・本体交換費用を上記金額を最大としてお見舞金をお支払いいたします。
- ・修理不能とは、メーカー等での修理が不可能なため、同等品を購入した場合です。この場合、再購入費用の50%を、上記金額を最大としてお見舞金をお支払いいたします。
- ・1つの機器あたり支払われるお見舞金の上限額は、1年間（起算日は利用開始日）につき10万となります。